

## 所得課税におけるベイスの意義

— Carry-over basis, 所得概念を手掛かりに —

小 塚 真 啓

旧所有者が上告人に株式を贈与せず市場価値で売却すれば、旧所有者の資本投資を示す、その取得に要した金額を超過する部分はその株式からの所得となり、修正16条の下で課税されていた。そして、旧所有者は実現した譲渡利益を合衆国政府とシェアすることになっただろう。だが、実際には、本件において、旧所有者は贈与直前まで株式の保有を継続して投資を保持した。したがって、そのキャピタル・ゲインは、売却や交換を通じて分離され、旧所有者の手に渡る時点において、主権者たる合衆国政府がその一部について課税権を及ぼすものとなっていたのである。このとき、旧所有者は、ただ贈与のみにより、そのような主権者の課税権から免れて第三者がその株式を保持できるようにすること、すなわち、現に分離された場合にはその時点でキャピタル・ゲインに主権者が課税するという可能性を潰えさせ、その株式の全部を、実際には何らも投資をしていない新所有者が公正市場価値で購入したと擬制して、新所有者の資本に転換することを、それが連邦議会の明白な意思に反するとしても、行い得るものだろうか？ また、その株式がさらに値上がりした後に今度は新所有者が2回目の贈与を行って同様の効果を得ることも認められるであろうか？我々は否であると考える。

Taft v. Bowers, 278 U.S. 470, 482 (1929)

- I. はじめに
- II. 所得課税におけるベイスの意義と機能
  - II-1. ベイスの意義
  - II-2. ベイスの一般化
  - II-3. 現金とベイス
- III. 所得概念とベイス
  - III-1. Carry-over basis ルールとベイス
  - III-2. Carry-over basis ルールと無償移転、そして所得概念
- IV. まとめと展望

## I. はじめに

所得税の課税ベースに資産の値上がりによってその所有者に帰属するキャピタル・ゲインを原則として含めようとすれば、①どの時点で、②どの個人について、③どの範囲においてキャピタル・ゲインを課税所得として計上するべきであるのかが大きな問題となる。冒頭で判決の一節を引用した Taft v. Bowers 事件は、1921年歳入法の（贈与による資産取得に適用のある）Carry-over basis (Transferred basis) ルールに基づき<sup>(1)</sup>、贈与者の所有期間に生じたキャピタル・ゲインを受贈者が売却をした時点でその譲渡利益として課税すること<sup>(2)</sup>の合憲性が争われたアメリカ連邦所得税の事案であるが<sup>(3)</sup>、問題

(1) Revenue Act of 1921, §202(a)(2), 42 Stat. 227, 229 (1921). 同法の Carry-over basis ルールは、1921年1月1日以降の贈与で取得した資産の基準価格 (basis) の金額を、そのような贈与によらずに取得した過去の所有者の基準価格の金額と一致させるものであり、それより前の贈与で取得した資産の基準価格は贈与時点の公正市場価値であるとするものであった。なお、この内容は現行法の I.R.C § 1015 と基本的には同じであるが、前の所有者の調整後基準価格 (adjusted basis) が取得時点の公正市場価値を上回っており、かつ、問題の調整後基準価格が譲渡損失の計算に用いるものである場合には、その金額を取得時点の公正市場価値とする例外規定はこの時点では設けられていない。この例外が導入されたのは1934年歳入法の時点である。Compare Revenue Act of 1934, § 113(a)(2), 48 Stat. 680, 706 (1934) with Revenue Act of 1932, § 113(a)(2), 47 Stat. 169, 198 (1932).

(2) 本稿では最高裁が、榎本家事件（最判昭和42年10月31日訟月14卷12号1442頁）以来、日本の所得税における譲渡所得の本質的要素であると指摘し続けてきた「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益」、すなわち、資産の客観的価値が変化することでその所有者に生じる経済的な利得または損失を指すものとして、“キャピタル・ゲイン”

となった課税は、先の整理に即してみれば、①収入金額 (amount realized) が生じた時点で、②その収入金額が帰属する個人について、③その収入金額を限度として、合衆国政府がキャピタル・ゲインに課税しようとしたものだったといえることができる。また、同判決では、McReynolds 裁判官の意見により、合衆国憲法によって直接税を賦課する権限に付された制限を所得に対する課税である限り適用除外とする修正第16条を根拠としてその合憲性が認められた。したがって、連邦所得税においては、キャピタル・ゲインは、対応する収入金額の帰属を現に受けた所有者の所得でもあると理解されているということもできよう<sup>(4)</sup>。

このようなキャピタル・ゲイン課税のあり方については、課税の範囲を収入金額で画することを原則に据えると同時に、収入金額を伴わない形で資産の所有者たる地位が失われてしまう場合には、旧所有者が収入金額を伴う形で譲渡していたとすれば収入金額から控除されることとなっていた金額に対応する数値を新たな所有者に引き継がせることにより、収入金額が発生するまで課税のタイミングを遅らせるものとも言い換えることもできよう（以下

---

または“キャピタル・ロス”という用語を用いる。これに対し、それらのキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスのうち、売却などによって資産が所有者の手から離れる際に発生した、あるいは、発生したと擬制される収入金額の数値と取得費などの数値との差額として把握されたものを“譲渡利益”または“譲渡損失”と表記する。なお、後掲注(5)で後述するように、本稿は、資産の意義に関して、譲渡可能性の有無を重視せず、人間資本 (human capital) なども含まれるような広い理解を前提とするので、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスの中に、譲渡所得として把握される局面を想定しがたいものも含まれることに注意されたい。また、資産の譲渡を伴わない形で、賃料や利子、配当、給与などの収入金額を得た、あるいは、得たものと擬制されることで把握されたキャピタル・ゲインについては、本稿筆者の過去の著作（小塚真啓『税法上の配当概念の展開と課題』（成文堂、2016年））と同様に、“実現利益 (realized gain)” という表現を用いる。

(3) Taft v. Bowers, 278 U.S. 470, 482 (1929). なお、以下本稿では、“連邦所得税”という用語をアメリカの連邦所得税を指すものとして用いる。

(4) また、McReynolds 裁判官は冒頭で引用した直後の箇所で「売却または交換を通じて増価が投資から分離された時点で、その増価は対価の受領者の下で投資からの所得となって課税されたのであるが、この課税結果は修正第16条の文言に合致している」とも判示しており、この判示は本文の理解とよく整合するもののように思われる。See Taft, 278 U.S. at 482.

ではこれを指して“収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税”という表現を用いる)<sup>(5)</sup>。また、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税については、それは現実の所得制において最も基本的なキャピタル・ゲイン課税のあり方であるとさえいふべきかもしれない。なぜなら、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税の重要な要素であるといえる基準価格や取得費などの租税属性を旧所有者から新所有者へと引き継がせる Carry-over basis ルールは、連邦所得税においても、日本の所得税においても、キャピタル・ゲインに対する課税を、資産の売却などを通じてそれが譲渡利益として実現する場合であっても原則として実施するという体制に移行するのとほぼ同時に導入され、それは現在に至るまでほぼ一貫して維持されているからである。すなわち、連邦所得税においては、連邦議会が1913年歳入法において、キャピタル・ゲインが給与や賃料などの定期的・回帰的な収入として実現する場合のみならず、資産の売却や交換などを通じて譲渡利益として実現する場合にも所得としての課税を広く実施し得るものとして同税を（再）出発させた後<sup>(6)</sup>、連邦最高裁が、*Merchants' Loan and Trust Co. v. Smietanka* 事件において、譲

(5) 本稿では、資産の意義について、その本質を将来キャッシュ・フローの現在価値の総計に求め、ヒトの労務に対して給与などが支払われる場合であっても、それらの現在価値の総和が人間資本(human capital)という名称の資産として把握され得るという本稿筆者の過去の公表論文(小塚真啓「Louis Kaplowの人間資本論についての覚書」税研28巻4号92頁(2012年))の見解を踏襲する。したがって、本稿でいうキャピタル・ゲインには人間資本に係るものが含まれること、および、給与と収入に対する課税であっても既に発生しているキャピタル・ゲインに対し、収入金額が発生したことを根拠にその金額の範囲で課税するものであるという点で、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税に含めて理解されることに注意されたい。

(6) Revenue Act of 1913, § II (B), 38 Stat. 114, 167 (1913). 同条項は個人納税者の課税標準である純所得を定義する規定であり、その内容は給与や賃料、配当といったあらゆる種類の源泉からの収益等が別に定める控除や非課税を適用した上で純所得に含まれるという内容であったが、源泉として「不動産または動産の売却」を明記するものでもあったのである。なお、(修正第16条が採択される前に)違憲と判決された1894年歳入法でもあらゆる源泉からの収益等が課税の対象であると規定されていたが、不動産の売却からの収益等が課税対象となるのは問題の課税期間の前2年以内に購入した不動産が売却される場合に限るといった限定が付されていた。See Revenue Act of 1894, §§ 27-28, 38 Stat. 509, 553 (1894).

渡利益を一般に課税することの合憲性を1921年に確認しているが<sup>(7)</sup>、*Taft* 事件で問題となった(贈与による資産取得に適用のある)Carry-over basis ルールを連邦議会が導入したのも同じ1921年である。同様に、日本の所得税においても、譲渡利益の原則課税化は1947年の所得税法全面改正の際に達成されたが、贈与や相続・遺贈によって取得した資産を譲渡した場合の取得費を贈与者などの前の所有者が「取得に要した金額」を基準に計算することを求める Carry-over basis ルールも(現在の所得税法60条1項とほぼ同じ文言で)導入されたのである<sup>(8)</sup>。

もちろん、日本の所得税においては、1950年のシャープ税制改革の際には、贈与、相続・遺贈という収入金額を観念し難い譲渡の場合であっても、その時の価額で譲渡したと擬制することにより、贈与などのタイミングで旧所有者に対して譲渡利益への課税(譲渡所得課税)を行う建付けに一旦は変更されている<sup>(9)</sup>。しかし、その僅か2年後の1952年の改正によって相続が対象から外されたことを皮切りに<sup>(10)</sup>、その後も収入金額を伴う譲渡と擬制される対

(7) *Merchants' Loan and Trust Co. v. Smietanka*, 255 U.S. 509 (1921). 同事件において Clarke 裁判官は「本事件で課税の対象となった金額は、株式を1917年に売却したことによる収入金額から、受託者によって確認された1913年3月1日の時点の投下資本〔の金額〕を控除したものである。したがって、それは、投資によって生み出され、投資から手にしたキャピタル・ゲイン (gain or profit) なのであり、現金を対価に譲渡したことで投資から生じ、現に分離された、あるいは分離可能なものとなったことで、修正第16条および連邦議会の制定法の下で課税され得る所得であると繰り返し判決されてきた実現利益となったことに疑念の余地はない」と判示して、1916年歳入法の下でのキャピタル・ゲイン課税の合憲性を確認している。See *Merchants' Loan and Trust*, 255 U.S. at 519-520.

(8) 所得税法(昭和22年法律第27号)9条1項7号、10条5項。

(9) 所得税法(昭和25年法律第71号による改正後)5条の2第1項。これに伴い、Carry-over basis ルールを定めた(改正前の)10条5項は削除され、(現在の所得税法60条2項とほぼ同じ文言の)「相続人、受遺者又は受贈者が、相続、遺贈又は贈与の時にあって、その時の価額により、取得したものとみなす」という規定が10条4項として新たに設けられている。

(10) 所得税法(昭和27年法律第53号による改正後)5条の2第1項。厳密に言えば、遺贈のうち相続人に対して行われるものもまた、対象外とされた。なお、包括遺贈が一般に対象外となったのは、1954年の改正の際である。所得税法(昭和29年法律52号による改正後)5条の2第1項。また、10条4項も改正され、相続などによって取得した資産に関する部分について、シャープ税制改革前の規定ぶりに戻されている。

象は基本的には狭まるばかりであった。そして、1973年の改正では個人に対する贈与なども適用除外とされて<sup>(11)</sup>、それ以降同じ建付けが50年近く続いている。また、日本の法人税においても、2002年の改正によって、いわゆる組織再編税制が導入されたことに伴い、法人税法本法の領域でも Carry-over basis ルールが明示的にみられるようになったのである<sup>(12)</sup>。

もっとも、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税については、それを所得課税の理論として考えた場合には、原則から外れた、政治的妥協の産物とみざるを得ないのではないかと疑念も生じる。すなわち、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税の下では、その時の価額による譲渡の擬制を定める特例措置が別途設けられない限り、無償あるいはその時の価額に満たない低額な対価での有償譲渡によって、旧所有者（あるいはその前の所有者）の下で発生したキャピタル・ゲインが新所有者（あるいはそれ以降の所有者）にそのまま移転し、その後収入金額が発生した場合には、その時点で、新所有者の所得として課税されることになるということが出来る。しかし、キャピタル・ゲインがそのように個人間で移転し得ると観念することは、個人を基準に所得を捉えようとする個人所得概念の本質的な特徴と相容れないようにも思われるからである。

より具体的にいうと、問題となるのは、個人所得概念が個人の心理的満足などから出発して導かれるのが一般的であることとの整合性である。たとえば、金子宏は、「真の意味における所得…は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味する」と述べているが<sup>(13)</sup>、効用や満足は個人一人ひとりについて別個に観念されるものだと考えられるから、それ

(11) 所得税法（昭和48年法律第8号による改正後）59条1項。なお、昭和27年の改正から昭和48年の改正の間の変遷については、所得税基本通達60-1がよく整理されているので参照されたい。

(12) たとえば、法人税法62条の2第4項、法人税法施行令123条の3第3項。もっとも、2002年の改正前でも被合併法人から合併法人に移転した減価償却資産の取得価額は被合併法人の下での（償却限度額の計算の基礎とする）取得価額と定められていた。法人税法施行令（昭和40年政令第97号）54条1項5号。

(13) 金子宏『租税法〔第22版〕』（弘文堂、2017年）185頁。

を金銭的価値で評価したキャピタル・ゲインもやはり発生した時点の所有者に固有のものということになるはずであろう。また、岡村忠生は、「所得を最も根源的に捉えると、自然人の個人としての心理的満足ということになる」と指摘しつつ、その具体例として「貯蓄したとき…に、心理的満足が感じられるであろう」と述べているが<sup>(14)</sup>、このような理解に基づいても、キャピタル・ゲインは資産の客観的価値の上昇によって所有者が感じた心理的満足を金銭評価したものである——したがって、資産の客観的価値の上昇を経験していない受贈者などが贈与者などの旧所有者と同一のキャピタル・ゲインを持つということとはあり得ない——と考えることになるのではなかろうか。

本稿の目的は、以上のような収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税に対する理論上の疑問に答え、その解消を目指すことにある。また、その具体的な手段としては、所得課税において“ベイスス”が果たす(べき)役割に着目をする。

収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税においては、既に述べたように、収入金額(として把握された財やサービスなどの価値)によって課税の対象となるキャピタル・ゲインの上限が画されるのであるが、実際には、収入金額の概念だけでは現実のキャピタル・ゲインの金額の多寡に基づく所得課税を行うことはできない。なぜなら、キャピタル・ゲインが、過去のある時点以降に資産の客観的価値が増加することで資産の所有者に生じる所得を、現時点の客観的価値と過去の客観的価値の両方に着目してその差額として把握したものであるのに対し、収入金額によって把握できるのは、現時点の資産の客観的価値だけだからである。したがって、仮に、収入金額を資産の所有期間などとは無関係にそのまま課税の対象とする所得税制があるとすれば、それがキャピタル・ゲイン課税でないことは当然であるし、それを所得課税と呼ぶことも困難となろう。そのような事態を避けるために、収入金額のうちで過去の客観的価値に対応する部分を課税の対象から外すように機能する概念、あるいは数値がベイススなのである。

(14) 岡村忠生ほか『ベーシック税法〔第7版〕』(有斐閣, 2013年) 196頁(岡村忠生執筆)。

日本の所得税に即していえば次のようにもいえる。すなわち、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税においては、収入金額の全部をそのまま課税所得として把握することが原則とはされておらず、たとえば、ある個人が建物を売却した場合は、売却代金の金額を譲渡所得の総収入金額に算入する一方（所得税法36条1項）、「その資産の取得に要した金額」などを取得費に算入することにより（所得税法38条1項）、キャピタル・ゲインを収入金額の値を限度として課税所得に取り込むようになっているが（所得税法33条、租税特別措置法31条、32条）、本稿は、このような控除あるいはそれと同等の効果を持つ非課税の計算の基礎となる数値を広く“ベイスス”として把握する。その上で、本稿は、収入金額の中で課税所得にならない部分を特定するというベイススの基本的な機能が所得概念の中でどのように位置づけられるべきであるのかを探求していくのであるが、結論を予め述べれば、その過程において Carry-over basis ルールは個人所得の概念と必ずしも矛盾せず、正統性や正当性を持ち得るものであることが判明するのである。

以下、本稿は次のように構成される。Ⅱではベイススの理論的な位置づけを検討する前提として、連邦所得税や日本の所得税・法人税といった現実の所得税制に着目して、その機能を明らかにしていく。続くⅢでは、Ⅱで明らかにしたベイススの考え方を活用して、Carry-over basis ルールがどのような性格を持つものであり、また、所得概念との関係でどのような意義を有するのかを確認する。そして、Ⅳでは、本稿が明らかにした知見を改めて簡単に整理した上で、今後の課題などについて素描する。

## Ⅱ．所得課税におけるベイススの意義と機能

### Ⅱ-1．ベイススの意義

前章では、ベイススは日本の所得税における取得費（所得税法38条）のような控除や同様の効果を有する非課税などの金額を基礎づける数値であると述べた。以下では、具体的な設例を日本の所得税・法人税、連邦所得税に当

てはめる形で、ベイスが果たす基本的な機能の内容を具体的に示していくことにしたい。

最初の設例は次のようなものである。

設例 1 :

個人Aは10,000を対価として支払って建物甲を取得し、賃借人に貸し付けた。賃借人は、Aに対し、甲の耐用年数である5年間にわたって賃料を支払うものとされており、1年目ないし5年目の賃料の金額はそれぞれ、3,000、2,800、2,600、2,400、2,200とされている。

甲が日本に所在する不動産であり、かつ、Aに対して日本の所得税の課税が行われるとすれば、Aは不動産所得の計算を行う(所得税法26条)。このとき、Aが受け取る毎年の賃料は不動産所得の総収入金額(所得税法36条1項)に算入されるが、それと同時に、甲が減価償却資産(所得税法2条1項19号)に該当するため、その「購入の代価」である10,000が減価償却資産の取得価額を構成し(所得税法施行令126条1項1号)、定額法に基づいて算定された毎年2,000ずつの償却費が不動産所得の必要経費(所得税法37条1項)に算入される(所得税法49条、所得税法施行令120条の2第1項1号)。また、この設例1では、総計で10,000の償却費が計上されることになるから、Aは、甲を購入した0年目の時点で、甲のベイスとして10,000を有していたといえることができるだろう。

もちろん、Aが持つ甲のベイスは10,000のまま不変というわけではなく、その金額は償却費などの費用の発生に応じて目減りすると考えられる。なぜなら、Aが甲をXに貸し付けることで必要経費に算入できる償却費は有限で、改良費などの資本的支出がなければ最大でも合計10,000にとどまるし、Aが期間の途中で甲を売却した場合には譲渡所得の計算上控除される取得費は「購入の代価」である10,000からそれまでに生じた償却費の合計額を減額した金額となるからである(所得税法38条2項)。したがって、たとえば、3年目の期首に売却したとすると、取得費の金額は6,000となるだろう。

このようなベイススの作用や動きは、設例1に連邦所得税が適用され、かつ、減価償却 (depreciation) の計算が同一であったと仮定した場合における調整済基準価格 (I.R.C. § 1011) のそれと同じものでもある。連邦所得税においては、減価償却の対象となる未償却残高の数値として譲渡利益または譲渡損失を計算するための調整済基準価格を直接に用いることとされており (I.R.C. § 168(c))、ベイススの内容は調整済基準価格を通じて示されるのである。

しかし、連邦所得税においてさえ、「ベイススとは調整済基準価格である」と単純に言い切ってしまうことはできない。このことを確認するために、数値は設例1と同じであるが、Aが賃料でなく年金を受け取る設例2をみてみることにしたい。

設例2：

Aは対価として10,000を保険会社に支払って年金契約を取得した。保険会社は5年間にわたって年金を支払うものとされており、1年目ないし5年目の年金の金額はそれぞれ、3,000、2,800、2,600、2,400、2,200であるとする。

連邦所得税では、設例2でAが受け取るような年金は総所得 (gross income) に算入すべきものと規定されている (I.R.C. § 72(a))。しかし、賃料などとは異なり、その一部は非課税 (exclusion) の取扱いを受けて総所得に算入されないものとされており、非課税の部分は年金支払総額の支給開始時点での見込み額に支払済保険料総額が占める割合を年金の額に乗じて求められる (I.R.C. § 72(c))。したがって、設例2では、毎年の年金の金額にそれぞれ10/13を乗じた金額は非課税であり、総所得に算入されるのはその残額のみである。

また、日本の所得税においても、Aが受け取る年金はその全額が雑所得の総所得金額に算入された上で、その金額に同じ10/13の比率を乗じた金額が雑所得の必要経費に算入される (所得税法施行令183条1項)。ここで重要な

は、連邦所得税と日本の所得税のいずれにおいても、非課税ないし必要経費の比率を計算する際に用いられた年金支払総額の支給開始時点での見込み額と、実際に支給され、その比率が乗じられた年金の総額とが一致している限り、課税の対象とならない金額の総額は支払済保険料総額と一致することであろう<sup>(15)</sup>。

したがって、このような年金の取扱いも、支払済保険料総額が年金契約のベーススを構成し、その範囲で年金の受領に起因する収入金額を課税対象としないように取り扱うものと理解できる。表1はそのことを確認するために、設例1と設例2それぞれの結果をまとめてみたものである。

表 1

年度	設例1 不動産の貸付け				設例2 年金の受取り			
	賃料	償却費	所得金額	ベースス	年金	非課税等	所得金額	ベースス
1	3,000	(2,000)	1,000	10,000	3,000	(2,308)	692	10,000
2	2,800	(2,000)	800	8,000	2,800	(2,154)	646	7,692
3	2,600	(2,000)	600	6,000	2,600	(2,000)	600	5,538
4	2,400	(2,000)	400	4,000	2,400	(1,846)	554	3,538
5	2,200	(2,000)	200	2,000	2,200	(1,692)	508	1,692
6	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	13,000	(10,000)	3,000		13,000	(10,000)	3,000	

設例1・設例2の結果はよく似ているが、再度強調しておくべき重要な点は、償却費・非課税等の総計はいずれも年度1のベーススの数値そのものになっており、ベーススの値を各年度の償却費や非課税等に転化するという処

(15) 支給期間をN, 支払済保険料総額をP, 毎年の年金額を  $A_t$ , 課税所得の総額をIと置くと、

$$I = \sum_t^N A_t \left( 1 - \frac{P}{\sum_t^N A_t} \right) = \sum_t^N A_t - \sum_t^N A_t \left( \frac{P}{\sum_t^N A_t} \right) = \sum_t^N A_t - P$$

となる。なお、連邦所得税には見込みの年金総額と実際に支給された年金総額に乖離が生じた場合の調整規定が設けられている。すなわち、非課税部分の合計額が支払済保険料総額に達した場合には、受け取った年金の全額が総所得に算入されるものと規定されており、逆に非課税部分の合計額が支払済保険料総額に満たなかった場合には、不足額の控除が認められるものと規定されている。See I.R.C. § 72(b).

理がそこには明確に現れている、ということであろう。その結果、(設例1・2は賃料・年金について各年度の金額も総額も全く同じに設定しているために) 所得金額の総計も設例1・設例2で一致し、異なるのは、所得金額の総額が各年度にどのように分かれるのかという点だけとなる。具体的には、設例1と比較して設例2の方が償却費・非課税等の総計——これは当初のベイススの金額でもある——が早期に配分されるため、課税所得の計上時期が相対的に遅くなっているが、このような相違はベイススの振り分けを行う際に、平均的に控除を認めるか、なんらかの傾斜を設けるかというような単なる方法の選定によって生じたものに過ぎないことに留意すべきであろう。

要するに、ベイススを観念することは、収入金額の全部または一部について、過去に投じた資本を回収したに過ぎないとして課税の対象から外す状況や手法を広く捉えるということにはほかならない。そして、ベイススを観念することで、減価償却であるのか、それ以外の費用控除か、あるいは非課税か、といった形式的な違いに囚われることなく、その経済的な効果の比較を容易に行えるようになると考えられるのである。

## II-2. ベイススの一般化

前節では賃貸物件や年金契約といった資産が対価の支払いと引き換えに取得され、その対価の金額の範囲で取得した資産から生じる収入金額の全部または一部が課税されないこととなる場合をベイススという概念によって捉えることを試みた。もっとも、これらのみがベイススという統一的概念の下で把握されるべき状況のすべてというわけではなく、それらはあくまでその例に過ぎない。たとえば、日本の所得税においては、所得税法59条1項によってその時の価額による譲渡と擬制されない贈与や相続・遺贈の場合に、Carry-over basis ルールによって、ゼロ超の取得費の控除が認められたり、償却費の控除などが認められたりするるのであるが(所得税法60条1項)、この場合には、前節でみたような場合と異なり、ベイススを構成した資産を取得するための対価の支払いが存在しない。要するに、ベイススはより一般的な

形で捉える必要があると考えられるのである。

もっとも、所得税法60条1項などによる Carry-over basis ルールの処理はやはり特殊であると考えられることから、ベイススの概念の一般化は、ベイススの数値の源泉は何かという観点から行うこととしたい。その際に注目すべきは、ベイススの算定に用いられる数値が、通常、「その取得に要した金額」(所得税法38条1項)や「購入の代価」(所得税法施行令126条1項1号)、あるいは「保険料又は掛金の総額」(所得税法施行令183条1項2号口)といった現実に現金などで支払われた金額であるとされ、「その取得の時における価額」(所得税法60条2項)や「その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額」(所得税法施行令126条1項5号イ)といった金額が用いられるのは例外的な場合に限られるという事実であろう<sup>(16)</sup>。このことは、現に支出した金額がなければベイススの値は存在しないのが原則であるということを示唆し、ベイススの値の源泉が何であるのかを探る大きな手掛かりとなるように思われる。

そこで、設例1を次のように「購入の代価」などが存在しないケースに改めることとしたい。

設例3：

設例1において、Aは建物甲を独力で建築した。その資材もA所有の山に自生している立木などを切り倒すなどして独力で調達した。

設例3においても、Aが行うべき所得計算の内容は設例1と基本的には変わらない。もっとも、Aが持つ甲のベイススはゼロと考えられるから(所得税法施行令126条1項2号など参照)、賃料の形で得た収入金額はその全部が課税の対象となるはずであろう。その結果をまとめたものが次の表2であるが、これをみると、設例3の場合にAが計上する所得の金額の総計は、設例

(16) なお、法令の文言によることなく「時効援用時の当該土地の価額」を用いて取得費の計算を行うことを認めた裁判例も存在する。東京地判平成4年3月10日訟月39巻1号139頁参照。

1の場合と比較して、10,000だけ増加していることがわかる。

表2

年度	設例1 不動産の購入				設例3 不動産の建設 (金銭コストゼロ)			
	賃料	償却費	所得金額	ベイスス	賃料	償却費	所得金額	ベイスス
1	3,000	(2,000)	1,000	10,000	3,000	0	3,000	0
2	2,800	(2,000)	800	8,000	2,800	0	2,800	0
3	2,600	(2,000)	600	6,000	2,600	0	2,600	0
4	2,400	(2,000)	400	4,000	2,400	0	2,400	0
5	2,200	(2,000)	200	2,000	2,200	0	2,200	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	13,000	(10,000)	3,000		13,000	0	13,000	

問題は、設例3において、Aの所得金額の総計が設例1の場合よりも10,000だけ増加したことの意味であるが、注目すべきは、その差額が設例1においてAが甲を取得するために支払った代価の金額と一致していること、そして、その金額の裏付となる購入時点の資産の価値が、理論上、将来キャッシュ・フローの現在価値の総和と一致したものとなっていることであろう<sup>(17)</sup>。すなわち、問題の差額10,000は、設例1における甲の「購入の代価」の金額であると同時に、甲の所有に伴って5年間の賃料という将来キャッシュ・フローを得る見込みであることの経済的価値を現時点の貨幣価値で評価したものに他ならない。設例1においては、Aは、そのような経済的価値を新たに得ると同時に同価値の現金10,000を「購入の代価」として支払って手放しているから、10,000の所得を稼得したとは評価されないのである。

これに対し、設例3のAは、設例1のAとは異なり、直接的な金銭的成本を一切負担することなく同じ経済的価値（甲）を取得しているから、その価値分の金額である10,000だけ、その取得時点において純資産増加を経験し

(17) 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）118-119頁。また、小塚・前掲注(5)も参照されたい。

たはずだといえる<sup>(18)</sup>。ところが、ある個人が自分自身に対して役務提供などの報酬などを支払ったものと擬制するルールはなく、収入金額が発生することはない。そのため、Aが賃料を受け取り始める前の年度0の時点でこの純資産増加に起因する個人所得について課税されることはなく、Aは年度1ないし年度5において、より多くの課税所得を認識することとなったのである。

以上のことは、甲がその所有者にもたらす将来キャッシュ・フローの割引率を10パーセントと仮定して作成した次の表3から具体的に確認できる。

表3

年度	CF	P	C	Δ A	FV					
					SUM	1	2	3	4	5
0	0	10,000	0	10,000	10,000	2,727	2,314	1,953	1,639	1,366
1	3,000	1,000	3,000	(2,000)	8,000	0	2,545	2,149	1,803	1,503
2	2,800	800	2,800	(2,000)	6,000	0	0	2,364	1,983	1,653
3	2,600	600	2,600	(2,000)	4,000	0	0	0	2,182	1,818
4	2,400	400	2,400	(2,000)	2,000	0	0	0	0	2,000
5	2,200	200	2,200	(2,000)	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0						
総計	13,000	13,000	13,000	0						

表3では賃料が発生し始める前の年度0の行が増えていることに注意してほしい。また、3列目から5列目にかけては、 $P=C+\Delta A$ の恒等式で有名なHaig-Simonsの個人所得の概念で登場する数値を示した<sup>(19)</sup>。

個人所得であるPを示す3列目をみると、その総計は表2の(設例3の)所得金額(8列目)と同じであるが、各年度への配分は大きく異なる。すなわち、表2では(設例1と比較した場合の)10,000の増加分が年度1から年度5にかけて均等に配分されているが、表3では年度0にそのすべてが配分されている。これはHaig-Simonsの個人所得の数値が、純資産増加が発

(18) 厳密には甲を建築するために投じたAの労務や裏山の立木に従前から経済的価値が存在していた可能性が認められるべきであるように思われるが、説明の便宜上、ここではそれらはゼロであったと仮定する。

(19) Henry C. Simons, PERSONAL INCOME TAXATION, at 49-50 (1938).

生じた場合には、収入金額が発生しなくても増加する性質のものであることに由来する。そのため、年度0のCF（キャッシュ・フロー）がゼロという事実は捨象され、他方において、 $\Delta A$ （純資産増加）の値が10,000であるため、年度0のP（個人所得）の値は10,000となるのである。

ところで、表3の5列目の $\Delta A$ は、直接には将来キャッシュ・フローの現在価値の総計に1年間で生じた変化を示したものであるが、年度1ないし年度5の値については、表2の3列目の（設例1の）償却費の年度ないし年度5の値と同じになっていることにも注目してほしい。このような両者の相似の直接の理由は、設例の作成にあたり、甲に係る償却費の計算を定額法に基づいて行くと、ある年度における将来キャッシュ・フローの現在価値の総計の値と、その次の年度におけるその値との差額を償却額とするサミュエルン償却<sup>(20)</sup>に基づいた結果が得られるよう、将来キャッシュ・フローである賃料の各年度への配分のパターンを特定したことに求められるのであるが、そのような数値例となっているために、表3の5列目の $\Delta A$ は年度1から年度5にかけて設例1のAが計上する償却費を表すこととなっているのである。

それにもかかわらず、設例1の場合には償却費が計上されるが、設例3の場合には償却費が（実際には）計上されないという差異が生じている理由は形式的には、設例1の場合には、Aは年度0の時点で甲の取得のために10,000の「購入の代価」を支払っているが、設例3の場合には、そのような支払いをしていないことに求められる。しかし、表3の5列目の $\Delta A$ の数値と表2の3列目の（設例1の）償却費の数値との一致を踏まえれば、仮に設例3の場合においても、Aが年度0時点で10,000の純資産増加に対応する所得金額を計上していたとすれば、年度1の期首時点で甲について10,000のベイススを持ち、年度1から年度5にかけて均等に償却費を計上することになると考えられよう。そうでなく、Aが年度0時点で10,000について課税を受けつつ、それに対応したベイススが得られないとしたら、その場合の課税所得の金額は、表3の3列目のPの数値よりも過大となってしまう。そのような

(20) サミュエルン償却の意義や特徴については、岡村・前掲注(7)117-121頁。

現象が生じることによる過重な税負担の発生を回避するには、10,000という金額を均等に各年度に償却費として割り振らなければならない、そのようにしてはじめて、表3の3列目のPと同じ結果を表2の8列目の(設例3の)所得金額として達成できるのである。

したがって、以上の考察からは、過年度において、ある所得が課税の対象となることがAの甲に係るベイスの数值が生じるための条件であり、さらには、課税後所得の金額がベイスとして示されているのではないかと、という筋道が見いだされる。もっとも、そのようにベイスを理解すると、設例1の場合において「購入の代価」の金額がベイスを構成することはどのように説明されるのかという疑問を覚える向きもあろう。

しかし、上述のようなベイスの見方と前節でみたようなベイスの見方との間の相違は同じものを違う角度からみたことから生じた形式的な違いに過ぎない。なぜなら、以下の設例4の検討で確認していくように、「購入の代価」の数值は資産の購入のために支出した現金の額面額によって構成されるものと考えることができるし、さらには、現金の額面額それ自体が課税後所得の金額に基礎づけられているとも考えることができるからである。

#### 設例4：

設例3において、Aは甲の建築を終えた後、甲を現物出資してB社を設立し、B社が設例1と同様の賃貸借契約を締結した。

設例4の場合、Aは甲を手放すのと引き換えにB社株式を取得しているが、日本の所得税に関する法令には、連邦所得税に関するI.R.C. § 351のような個人株主に非課税現物出資を認める明示の規定は存在しない<sup>(21)</sup>。そこで、A

(21) もっとも、所得税法59条1項2号および所得税法施行令169条の反対解釈からすると、現物出資資産のベイスの値がその「譲渡の時における価額」の2分の1以上である場合には、収入金額の値がベイスの値となるように調整することができれば、その資産に係るキャピタル・ゲインの実現を実質的に回避できるし、それ以外の場合でも、収入金額の値がその資産の「譲渡の時における価額」の2分の1となるように調整することができれば、キャピタル・ゲインの全部の実現を避けることができるものと考えられる。同様の解釈を示すものとして、所得税基本通達59-3参照。

は、取得時点におけるB社株式の価額（所得税法36条2項）を譲渡所得の総収入金額に算入することになるが、これまでの検討から明らかなように、Aがもつ甲のベシスはゼロであるし、取得費を定める所得税法38条1項の解釈としても「取得に要した金額」があったとは考えにくいから、Aは出資した時点で甲に係るキャピタル・ゲインについて課税されることになるであろう。なお、キャピタル・ゲインがどの範囲まで譲渡利益として課税されるのかは、B社株式を取得したことに係る収入金額の数値に依存し、また、その算定のために参照することが要求されている取得時点におけるB社株式の価額の数値如何は事実認定の問題であると考えられるが<sup>(22)</sup>、この設例では甲の取得時点の価値が将来キャッシュ・フローの現在価値の総和である10,000と評価されると仮定しており、かつ、実質的にはAが甲をそのまま支配したのと変わらない状況になるとも仮定しているから、その金額は10,000となる。

他方、B社は、甲を株式の発行と引き換えに取得しており、この取得事由は法人税法施行令54条1項1号ないし5号のいずれにも該当しないから、「その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額」(同項6号)が甲の取得価額となる<sup>(23)</sup>。したがって、B社が行う甲に係る償却費の計算は基本的に設例1でAが行うものと同一となるであろう。要するに、設例4では、(納税者がAからB社に変わり、所得税でなく法人税の問題となっはいるものの)年度1から年度5にかけて設例1と同様の償却費が計上されることになるが、その一方で、甲に係るキャピタル・ゲインについてAがその時の価額による評価に基づく課税を受けたかのような状況となるのである<sup>(24)</sup>。

(22) 現物出資によって取得した株式の評価が収入金額の算定にあたって問題となった裁判例として、たとえば、東京高判昭和51年11月17日訟月22巻12号2892頁がある。

(23) 岡村・前掲注(17)320-321頁。岡村は「資産を時価未満で受け入れることは、会社法上は違法ではないと解される」ことを前提に、日本の法人税の処理としては、「資産を時価未満で受け入れること」は(おそらくは法令の解釈として)認められないと述べている。もっとも、前掲注(20)で触れた、所得税法59条1項の適用のない低額現物出資が行われた場合にまで「資産を時価未満で受け入れること」が排除されるのかは別途検討を要するように思われるから、今後の課題としたい。

(24) 実際には、Aは甲ではなく、B社株式を保有しているから、Aは、甲のベシスではなく、B社株式のベシスとして10,000の値を有している。また、AがB社から賃料と

表 4

年度	課税所得	譲渡利益	ベイス (甲)	税額	課税後所得	課税後CF	現金 (総計)	課税後所得 (総計)
0	0	10,000	0	2,000	8,000	(2,000)	0	0
1	1,000	0	10,000	200	800	2,800	(2,000)	8,000
2	800	0	8,000	160	640	2,640	800	8,800
3	600	0	6,000	120	480	2,480	3,440	9,440
4	400	0	4,000	80	320	2,320	5,920	9,920
5	200	0	2,000	40	160	2,160	8,240	10,240
6	0	0	0	0	0	0	10,400	10,400
総計	13,000			2,600	10,400	10,400		

表4は、設例4の場合にAおよびB社が得るキャッシュ・フローや、計上する所得金額、負担する所得税額などを、AおよびB社が獲得する所得金額の限界税率は20パーセントであると仮定してまとめたものである。特に注目してもらいたいのは、8列目の課税後所得（総計）と3列目のベイス（甲）とが全く連動しておらず、それどころか年度1の時点においてさえ両者の間には2,000の乖離が存在することである。

なるほど、B社が持つ甲のベイスが正の値を有するに至った理由はAの甲に係るキャピタル・ゲインが課税の対象になったことに求められる。だが、年度0において10,000のキャピタル・ゲインについて課税されたことからだけでは、B社が年度1の期首時点で甲のベイスとして10,000という値を有していると考えすることはできない。なぜなら、問題のキャピタル・ゲインの10,000という数値は、税抜ではなく税込の数値であり、それが生じさせた税額の2,000を控除した後の8,000という数値しかB社は自身の富として保持で

して支払われた現金を回収しようとするれば、会社とその株主に行った分配として配当などと性質決定されることとなり、そのような取扱いとB社株式のベイスとの関係が問題となる。さらに、前掲注②で触れた、所得税法59条1項の適用のない低額現物出資などの場合に、B社株式のベイスの値がどのように算出されるべきであるのかも問題となりそうである。しかし、これらはいずれも本稿の範疇を超えるため、その検討は今後の課題としたい。

きないというのが本来の取扱いであるからである。このことは、AがB社に甲を現物出資する代わりに、甲を第三者に10,000で売却し、所得税を納付した後の現金で第三者から買い戻そうとしても、もし他に2,000の現金を持っていなかったとすれば、「購入の代価」が2,000ほど不足し、買い戻しに失敗していたはずであることから容易に理解されよう。

それにもかかわらず、設例4において、B社が有する甲のベイススが10,000となっているのは、10,000のキャピタル・ゲインに係る税額を実際には外部から調達することができたからに他ならない。すなわち、表4の6列目の課税後CFの年度0において2,000のマイナスが示されているのは、直接には2,000の税額を納付したためであるが、それは、甲に係るキャピタル・ゲインが譲渡利益として実現し、Aに対して課税されたことで生じた税額であると同時に、その上で甲をB社に現物出資して保持させることを可能にする支出に他ならないのである。

したがって、その現金の支出は実質的には「購入の代価」としてみることができるといえるべきであろう。また、それ以外の8,000についても、設例4で行われた取引の経済的実質が、一旦、甲を第三者に現金で売却し、その課税後の対価の額である8,000の現金を、別途保有していた2,000の現金と併せてB社に出資した後、B社に対価10,000で第三者から買い戻させた場合と変わらないのであるから、同様に、「購入の代価」としての性質を有しているといえることができるだろう。そして、形式的には課税後所得の金額がそのまま甲のベイススを構成している設例4の場合も、その実態が「購入の代価」を支払った場合と変わらないことをも踏まえると、形式的にも「購入の代価」として支払われた現金（のみ）で甲のベイススが形成されている設例1についても、やはり課税後所得からベイススの数値が形成されたといえるのではないだろうか。

### II-3. 現金とベイスス

前節では、ベイススを課税後所得の数値を示すものと捉える見方を提示す

ると同時に、そのような見方と「購入の代価」などの金額がその対象となった資産のベイススを構成するという見方とを架橋するものとして、「購入の代価」などとして支払われる現金の額面額と課税後所得の数値との間にも、後者が前者に反映されているという関係性があることを指摘した。もっとも、前節では、そのような関係性それ自体がベイススの概念においてどのように位置づけられるべきものなのかということまでは検討しなかった。そこで、以下では、ベイススの機能に関する考察の（差し当たっての）締めくくりとして、現金がベイススの概念においてどのように位置づけられるものであるのかを確認していくことにしたい。なお、ここでは、設例1に「購入の代価」の原資に関する情報を加えた次のような例を用いる。

設例5：

設例1において、Aは、甲の購入に先立ち、0年度において15,000の事業利益を獲得し、3,000の税額を納付していた。

設例5の場合でも、Aは、設例4の場合と同様に、0年度において自身の所得について課税を受け、その所得に係る税額を納付する。だが、設例5では、設例4の場合とは異なって、Aは獲得した事業利益の範囲で3,000の税額を納付し、10,000を甲の「購入の代価」に充当する。したがって、Aがもつ甲のベイススの金額はそのすべてが年度0で稼得した課税後所得の金額を反映することになるのであるが、他方において、甲のベイススの金額だけでは課税後所得の金額の全部が示されないことに注目してほしい。すなわち、設例5の課税結果をまとめた表5をみると、年度1の4列目のベイスス（甲）では、甲の「購入の代価」の金額が10,000であったことに対応して、その値が示されているが、9列目の課税後所得（総額）は12,000であって、設例4の場合とは逆に、2,000のプラスの差額が存在しているのである。

表 5

年度	課税所得	譲渡利益	ベイスス(甲)	税額	課税後所得	課税後CF	現金(総計)	課税後所得(総計)
0	15,000	0	0	3,000	12,000	2,000	0	0
1	1,000	0	10,000	200	800	2,800	2,000	12,000
2	800	0	8,000	160	640	2,640	4,800	12,800
3	600	0	6,000	120	480	2,480	7,440	13,440
4	400	0	4,000	80	320	2,320	9,920	13,920
5	200	0	2,000	40	160	2,160	12,240	14,240
6	0	0	0	0	0	0	14,400	14,400
総計	18,000			2,600	10,400	10,400		

そこで注目されるのが、年度1の8列目の現金(総額)の値である。すなわち、Aは2,000の現金を甲とは別に保持しているのであるが、この値は甲のベイススと課税後所得の金額との差額と一致しているし、その一致は年度2以降も変わらず継続する。要するに、甲のベイススに収まりきらない課税後所得の金額は、Aが甲とは別に有する現金の額面によって示されているのである。さらに、このような現金の額面も課税後所得の金額を示すのが通常であろうから、結局のところ、現金の額面額はベイススの一種である、あるいはベイススを反映したものであると考えられるのである。

ところで、現金は、所得の金額を算定する(円や米ドルなどの)貨幣価値が額面で表示されるのと同時に、その表示通りに価値が存在するものと扱われる非常に特殊な資産であり、そのような特殊な性格ゆえに、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスについては決して生じない<sup>(25)</sup>、現金を保有していても利子などが得られることはない。だが、現金が両替や財・サービスの購入のために用いられる場合には、その現金が手元から流出するのと引換えに、現金や財・サービスが新たに流入する。そして、このような現象のうち、現金や財・サービスの流入は現金(を手放したこと)に起因す

<sup>(25)</sup> 谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』(弘文堂、2016年)286頁は「値上がりあるいは価値の増加を観念することができない資産」の例として現金を挙げる。

る収入金額として把握されるべきであるようにも思われるのに、実際にはそのような取扱いが行われていないが<sup>(26)</sup>、その理由については、流出した現金のベイスの作用により、(収入金額の不発生という形で)収入金額が課税所得として把握されることが妨げられているためであると理解できるのである<sup>(27)</sup>。

また、現金について、その額面額と等しいベイスが常に存在すると考えることのメリットは収入金額に関する上記の説明にとどまらない。現金にもベイスを観念することは、およそ資産にはベイスがあると観念することに他ならないが、そのようにベイスを理解すると、現金その他の資産を手放して別の資産を手に入れる、資産の有償取得の場合における取得した資産のベイスの(再)計算を、手放した資産のベイスの再配分と理解することが可能となるのである。具体的にいうと、設例5の場合には、Aは甲を購入する直前においては、課税後所得の金額である12,000をすべて現金のベイスとして配分していたが、甲の購入に伴って10,000の現金をその「購入の代価」の金額として支払ったことにより、12,000の課税後所得は現金と甲にそれぞれ2,000、10,000だけベイスとして配分されるようになったと説明されることになる。

資産の有償取得の場合のベイスの計算を対価として交付した資産のベイスの再配分として説明することの最大のメリットは、資産の有償取得の場合の取得価額等の付与の処理について、それが資産の購入であるのか、それとも資産と資産との交換であるのか、あるいは、手放した資産に係る譲渡利益または譲渡損失の計上が繰り延べられるのか否かといった相違にかかわらず、一貫した説明を可能にする点にある。すなわち、所得税法58条のような特例が認められ、譲渡利益や譲渡損失の計上の繰延べが認められる場合に、

(26) この問題を提起するものとして、岡村ほか・前掲注(14)86頁(岡村忠生執筆)参照。

(27) 岡村は「金銭は価格の変動がないから、金銭を出した場合には、収入金額を考える必要がない」と説明するが、この説明は本文で行った現金は価値とベイスとが同じであるという説明を別の角度から示したものだと思えることができよう。岡村ほか・前掲注(14)87-88頁(岡村忠生執筆)参照。

手放した資産（譲渡資産）の取得価額などが新たに取得した資産（取得資産）の取得価額などに置き換えなければならないという Substituted basis（Exchanged basis）ルールの処理について、譲渡資産に配分されてきた所有者の課税後所得の金額が取得資産に再配分された（だけである）と説明することで可能となって、そのような特例の適用がない場合の説明との連続性を確保することができるのである<sup>(28)</sup>。また、所得税法58条では、譲渡資産と取得資産との間の価値の差を調整するための現金等の交付が行われる場合でも、なお譲渡利益や譲渡損失の計上が部分的に繰り延べることができるものとされており、そのために、取得資産の取得価額などの計算のルールが組み入れたものとなっているのであるが（所得税法施行令168条1号）、上記の解釈に従えば、譲渡資産に配分されてきた課税後所得の金額を、現金等の交付に伴って部分的に計上した譲渡利益または譲渡損失の金額を加減算した上で、取得資産と現金等との間で配分し直しているだけに過ぎないというように<sup>(29)</sup>、

(28) 具体例として、以下では、設例4を連邦所得税の事例であると考えた上で、① I.R.C. § 351(a)の適用がないためにAが10,000の甲に係る譲渡利益を認識する場合と、② I.R.C. § 351(a)の適用があるために譲渡利益の認識が繰り延べられる場合について、Aが新たに取得した資産であるB社株式のベイススの計算がどのように行われるのか説明してみたい。①の場合、まず、実現した10,000の譲渡利益を認識したため、Aの課税後所得が（その時点では）その譲渡所得の金額の分だけ増加し、甲のベイススに配分されることとなる。その直後、Aは甲を手放してB社株式を取得するため、甲のベイスス（として配分されていた課税後所得の金額）の10,000がB社株式のベイススに再配分され、その値は10,000となる。他方、②の場合には、甲のベイススはゼロであり、ゼロを再配分してもゼロであるから、B社株式のベイススはゼロとなる。なお、①の場合に上記説明によって計算される値は、結局のところ、（収入金額を構成する）B社株式の価額であるから、B社株式の価額が甲の価額と乖離していると、I.R.C. § 1012とその有権解釈を定めたTreas. Reg. § 1.1012-1(a)の下で要求される「資産の基準価格は、原則として、その取得に要した金額であるが、当該金額は当該資産のために支払われた現金その他の資産の価額とする」という計算ルールと異なる値になってしまうようにも思われるが、実際には、この公式の計算ルールの下でも、B社株式の価額となるように決定されるのだといわれる。See Jasper L. Jr. Cummings, *The Silent Policies of Conservation and Cloning of Tax Basis and Their Corporate Applications*, 48 Tax L. Rev. 113, 135-136 (1992)。これに対し、②の場合について示した計算の説明は、I.R.C. § 358(a)の下で要求される「交換した資産の基準価格と同じとする」という計算ルールそのものであるといえよう。

(29) たとえば、譲渡資産である乙の価額と取得資産である丙の価額がそれぞれ10,000, 8,000であるために、交換に際して2,000の現金を受け取る場合には、丙の価額と現金の額面の

自然な説明を行うことができるようになるのである。

もっとも、現金に額面通りのベイスが存在すると観念することについては、借入金の原則的な取扱いとの関係で矛盾が生じるのではないかとの疑問を覚える向きもあるかもしれない。なるほど、借入金は借入れの時点では収入金額として把握されないというのが日本の所得税・法人税や連邦所得税における原則的な取扱いであり<sup>(30)</sup>、手元の現金が増加すれば課税後所得の金額も必ず増加するという単純な関係はそこには存在しない。それにもかかわらず、現金には常に額面額と等しいベイスがあるとしてしまうと、所有者の過去の課税後所得の金額が現金のベイスやその他の資産のベイスに配分されているという先ほどの説明が破綻してしまうとも考えられるのである。

だが、借入金は単に収入金額を構成しないという取扱いの裏側には、借入金債務の元本を返済しても控除は認められないという取扱いが対称的に存在

---

合計額である10,000に2,000の現金が占める割合である20パーセントだけ乙に係る譲渡利益または譲渡損失を部分的に計上すべきものとされ(所得税法58条1項)、かつ、丙の取得価額などには、乙の取得価額等に、丙の価額と現金の額面の合計額である10,000に丙の価額が占める割合である80パーセントを乗じて算出した金額を用いるものとされている(所得税法施行令168条1号)。したがって、乙の取得価額などが5,000であるとする、1,000の譲渡利益を譲渡所得の金額として計上した上で、丙の取得価額などとして4,000を付与することになるが、取得価額などが減少する理由を直感的に理解することは困難であろうし、差額の調整が現金以外の資産で行われた場合にその取得価額などがどのように算定されるべきかが明らかではないという難点がある。これに対し、本文で示した説明によれば、丙の取得価額などの算定は、乙のベイスに配分されていた5,000の課税後所得と、新たに生じた1,000の課税後所得との合計額の配分というベイスの原理原則に従った処理と理解される。そして、最初に2,000の額面をもつ現金のベイスに2,000が配分されるから、丙のベイスに配分されるのはその残額の4,000であると明快に説明できるのである。また、上記の交換で丙を手放して、乙を手に入れる側の個人については、乙の取得価額等として、丙の取得価等に交付した現金の額を加算した金額を用いるべきものと定められているが(所得税法施行令168条2号)、仮に丙の取得価額等が4,000であるとする、現金のベイスと丙のベイスにそれぞれ2,000、4,000と配分されていた課税後所得の金額の合計額である6,000が乙のベイスのみに配分されるようになるから、その取得価額等は6,000になる、というように全く同様な説明ができるのである。なお、ほぼ同様の説明は連邦所得税において類似の課税繰延を認める I.R.C. § 1031 について一般的に行われている。See e.g. Marvin A. Chirelstein & Lawrence Zelenak, FEDERAL INCOME TAXATION, at SECTION 15.01 (12<sup>th</sup> ed. 2012).

(30) たとえば、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題(上)」ジュリ1315号192頁、192-193頁(2006年)。

763 所得課税におけるベーススの意義

する<sup>(31)</sup>。このことを踏まえれば、借入れによって増加した現金のベーススには、将来において債務者が有するはずの課税後所得の金額が配分されていると考えられるのではないだろうか。そこで、次のような設例を考える。

設例 6 :

Cは、0年度において、1年度から5年度にかけて、それぞれ、3,000, 2,800, 2,600, 2,400, 2,200の事業利益を獲得するものと見込まれている。また、Cは、0年度において、ローン会社と契約して、年利10パーセント、元本の返済は毎年度2,000ずつという条件で、10,000を借り入れた後、設例1のAと同様に、建物甲を購入し、同様の賃貸借契約を締結した。

設例6の場合において、Cは、年度0の時点で10,000の現金を保有するようになったが、その時点では、そのような現金のベーススに配分し得る、それまでに獲得した課税後所得の金額は存在しない。しかし、設例6におけるCの経済的状況に着目すると、この場合において10,000の現金に係るベーススを認めることは課税後所得のないところにベーススを認めるものとはいえず、課税後所得が将来において生じることに着目して、借り入れた現金に繰り上げて配分しているとみるべきであるように思われるのである。

表 6

年度	課税所得	税額	事業利益	借入金債務	元本返済	利子	賃料	償却費
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	3,000	600	3,000	(10,000)	(2,000)	(1,000)	3,000	(2,000)
2	2,800	560	2,800	(8,000)	(2,000)	(800)	2,800	(2,000)
3	2,600	520	2,600	(6,000)	(2,000)	(600)	2,600	(2,000)
4	2,400	480	2,400	(4,000)	(2,000)	(400)	2,400	(2,000)
5	2,200	440	2,200	(2,000)	(2,000)	(200)	2,200	(2,000)
6	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	13,000	2,600	13,000		(10,000)	(3,000)	13,000	(10,000)

(31) 増井・前掲注(30)196頁。

表6の4列目の事業利益と、6列目の元本返済および7列目の利子との合計額は、完全に連動しており、このことは、Cが稼得する事業利益の全額を借入金債務の返済と毎年生じる利子の支払いに費やす予定であることを意味している。しかし、このことはCが事業利益に対する所得税の負担を完全に免れることを意味しない。2列目の課税所得の値が甲の賃料による所得を差し引いても、なお、毎年2,000ずつ生じていることから明らかなように、Cは、5年間の間に、借り入れた現金の額面額の合計額に等しい金額だけ事業利益について所得税の課税を受け<sup>(32)</sup>、それに対応した税額を納付しなければならないのである。その結果、時間が経過し、事業利益が実現し、所得課税の対象となっていくにつれ、借り入れた現金のベーススに対応する課税後所得の金額が存在しないという状況は次第に解消されるのである。

なお、表6の5列目では借入金債務の残高の金額が示されているが、当初残高を意味する年度1の数値が借り入れた現金の額面額の合計額と一致した10,000になっていること、および、借入金債務の残高の値は毎年の元本返済によって次第に減少していくが、その減少額には新たに生じた課税後所得の金額の裏付けがあること、の2点について特に注目すべきなのかもしれない。すなわち、その額面額に対応した課税後所得を一般に欠くと思われる借り入れた現金の総額を記録したのが借入金債務の残高であるといえ、さらに、その減少も課税後所得の金額に対応して生じるといえるのであるから、将来発生する課税後所得の金額がその発生に先立って見込みで配分されていると理解するよりも、借入金債務の残高が現金のベーススに配分されていると理解する方が好ましいとも考えられるのである<sup>(33)</sup>。

(32) 借入金利子は甲の賃料に関する所得計算の過程で控除できる（日本の所得税についていえば、不動産所得の必要経費に算入できる）ものと仮定している。

(33) 本稿の課題から外れるため、詳しい検討は本文で述べた anti-basis の概念との関係を含めて今後の課題とするが、借入金債務の残高は未返済が確定した段階で一般に同額の債務免除益を生じさせ、さらには同額の課税後所得の金額を生じさせると考えられるから、将来に生じる課税後所得の金額が配分されているとラフに理解するよりも、精緻で優れた結果が導出されると予想はされる。なお、債務免除益課税については、増井・前掲注30のほか、高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！/債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察」立命館法学352号2884頁（2013年）、藤間大順「債務免除益課税の基礎理

また、借入金債務の残高の所得課税における取扱いについては、“anti-basis”というより広範な概念をもって、借入れ以外の取引について類似した取扱いがなされる場合も含めて統一的に把握する試みも提唱されており<sup>(34)</sup>、借入れ以外の類似した取引があった場合のベイススの算出も念頭に置くと、結局のところ、課税後所得の金額に対応しない現金のベイススには anti-basis の数値が配分されていると考える方がよいのかもしれない<sup>(35)</sup>。しかし、ある債務の残高については、その債権者の側において債権の額面額とも対応しているはずであるし、さらには、その額面額は一般には債権のベイススとも連動しているはずであるから、債務者だけでなく債権者をも考察の対象に含めなければ適切な検討を行うことは難しいように思われるが、そのような考察の拡大は本稿の範疇を超える。したがって、差し当たり本稿では、将来の課税後所得の金額まで想定すれば、現金に額面のベイススを観念することに矛盾はないと考え、さらなる一般化は別の機会に試みることにしたい。

### Ⅲ. 所得概念とベイスス

#### Ⅲ-1. Carry-over basis ルールとベイスス

前章では、ベイススの意義や機能について論じたが、その内容について改めてまとめると次のようになろう。

1. ベイススは、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税の下で、資産から生じる収入金額の全部または一部を非課税とする措置を基礎づけ、そ

論：事業再生税制の「資力喪失要件」に対する解釈を中心として（上）（下）」青山ビジネスロー・レビュー6巻1号71頁（2016年）、6巻2号29頁（2017年）、長戸貴之『事業再生と課税——コーポレート・ファイナンスと法政策論の日米比較——』（東京大学出版会、2017年）107-121頁なども参照。

(34) Ethan Yale, Anti-basis, 94 N.C. L. Rev. 485 (2016).

(35) 借り入れた現金が「購入の代価」などの支払いに充てられた後のことも踏まえると、ベイススには課税後所得の金額と anti-basis の金額の合計額が配分されているというべきとも考えられる。

の範囲を画する数値である。

2. ベイシスは資産ごとに観念される数値であるが、その元となるのは資産の所有者が過去または将来において有する課税後所得の金額の合計額である<sup>(36)</sup>。
3. 資産の購入や交換などの資産の有償取得では、手放した資産のベイシスに配分されていた課税後所得の金額が、(キャピタル・ゲインに対する課税があったことで) 新たに増えた課税後所得の金額と共に、新しく手にした資産のベイシスに再配分される。

このような内容のベイシスの概念を前提とすると、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税の根幹の一つというべき Carry-over basis ルールは、贈与者などや受贈者などの当事者がどのような取扱いを行うことを要請するものかといえるのであろうか。以下では、日本の所得税における減価償却資産と年金受給権との間の取扱いの差異に着目して、この問いの答えを探っていくことにしたい。

設例 7-1 :

個人Dは10,000を対価として支払って建物乙を取得したが、その直後に死亡し、Dの子であるEが乙を相続し、その後乙を賃借人に貸し付けた。賃借人は、Dに対し、甲の耐用年数である5年間にわたって賃料を支払うものとされており、1年目ないし5年目の賃料の金額(年額)は2,637.98とされている。

設例 7-2 :

個人Dは生命保険会社との間でDの子であるEを受取人とする年金型の生命保険契約を締結し、一時払い保険料として10,000を支払ったが、その直後に死亡した。Dが締結した生命保険契約によると、Eは5年間にわたって毎年2,637.98の支払いを受けるものとされている。

<sup>(36)</sup> 将来の課税後所得の金額を anti-basis の金額などで代替する可能性などについては、前掲注<sup>(35)</sup>や対応する本文の記述を参照。

Eは設例7-1の場合にはDが死亡する直前に購入した減価償却資産である乙をDの相続によって取得し、設例7-2の場合にはDが死亡する直前に締結した年金型の生命保険契約に基づいて年金受給権を取得している。設例7-2のEは直接にはDが（死亡する直前に）締結した契約に基づいて年金受給権を取得したのであって、Dの相続により取得したわけではないが、日本の相続税・贈与税では、保険料を自ら負担せずに生命保険契約に基づいて取得する保険金も贈与、相続・遺贈によって取得したものとみなして課税対象とすることとされており（相続税法3条、5条）、また、贈与、相続・遺贈による取得の擬制は、（個人からの）贈与、相続・遺贈によって取得したものを非課税所得とする所得税法9条1項16号にも同様に及ぼされている。

したがって、設例7-1の場合に、EがDの相続で受けた乙の取得と、設例7-2の場合に、EがDの相続による取得だと擬制された年金受給権の取得との間には、日本の相続税および日本の所得税における取扱いの差異は存在しない。すなわち、設例7-1のEは、日本の相続税との関係では、課税価額10,000の乙を取得したもとしてその課税を受け、それと同時に日本の所得税との関係でも、その取得によって享受する所得については課税されない。同様に、設例7-2のEも、日本の相続税との関係では、課税価額10,000の年金受給権を取得したもとしてその課税を受けた後（相続税法24条）、日本の所得税との関係では、その取得に係る所得について課税されない。ところが、設例7-1の場合にEがその後に受け取る賃料に対する日本の所得税の課税と、設例7-2の場合にEがその後に受け取る年金に対する日本の所得税の課税とは、表7でみるように、大きく異なるのである。

表 7

年度	設例 7-1			設例 7-2			
	賃料	償却費	所得金額	年金	非課税	支払済 保険料	所得金額
1	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	(2,637.98)	0.00	0.00
2	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	(2,374.18)	(200.00)	63.80
3	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	(2,110.38)	(400.00)	127.60
4	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	(1,846.58)	(600.00)	191.39
5	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	(1,582.79)	(800.00)	255.19
6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
総計	13,189.88	(10,000.00)	3,189.88	13,189.88	(10,551.90)	(2,000.00)	637.98

設例 7-1 の E は、減価償却資産たる乙に係る償却費の算定にあたり、被相続人である D が死亡せずにそのまま保持していた場合に付していたはずの取得価額を、乙の取得価額に付すことになるから（所得税法施行令 126 条 2 項）、その数値は 10,000 となる（Carry-over basis ルール）。これによって計算された償却費は、（設例 1 の A の場合と同様に）定額法に基づき、毎年 2,000 である。この償却費の数値および表 7 の 4 列目の所得金額の数値は、D が死亡せずに乙を保持し続けて賃料を受け取っていた場合に計上していたはずの金額と同じである（表 8 の 3 列目・4 列目）。

他方、設例 7-2 の E の所得金額は、5 年間で受け取る現金の総額が全く同じで、D が支払った現金の額も全く同じであるにもかかわらず、設例 7-1 の E の所得金額と比べて明らかに小さい。そして、その要因は、表 7 から明らかかなように、受け取った年金のうち、収入金額とされない部分の金額（所得税法施行令 185 条 2 項 1 号）と、支払済保険料のうち受け取った年金（のうち収入金額を構成する部分）に対応する部分として（雑所得の金額の計算上）必要経費に算入される金額（同条 1 項 8 号）との合計額が、D が死亡する直前に支払った一時払い保険料の額である 10,000 を超過する 12,551.90 となっていることにある。E の経済的地位には、D の相続によって 10,000 の経済的価値を新たに手にした点でも、相続税の負担額が（相続に関して他に違いがな

いとすれば) 同じである点でも、相続後に同額の現金を同一のパターンで受け取る点でも設例7-1と設例7-2との間で差異が認められない。それにもかかわらず、将来キャッシュ・フローおよびそれを生み出す資産の法形式が異なっているために、所得税の負担には大きな差異が生じてしまうのである。

ところで、設例7-2のEに認められている支払済保険料の一部の必要経費控除は、EでなくDが支払った現金に由来して認められている点、および、この必要経費控除も、II-1で設例2を通じて確認したように、減価償却費に係る償却費と経済的実質は同一といえる点を踏まえれば、設例7-1のEと同様に、Carry-over basis ルールの適用を受けているものと理解できる。また、設例7-2のEについては、約10,000の非課税<sup>(37)</sup>を既に受けているところに、追加的に必要経費算入が認められているのであるから、Carry-over basis ルールの適用を認める点に問題があるのは自明であると思われるかもしれない<sup>(38)</sup>。

しかし、実際には事はそれほど単純ではない。そこで、Dが死亡せず、EでなくDが賃料などを得た場合の例も考えてみることにしたい。

設例8-1：

設例7-1においてDは死亡せずに、Dが賃借人から賃料を受け取った。

設例8-2：

設例7-2においてDが死亡せず、また、年金型の生命保険契約の受取人はDとされ、契約締結の直後からDが年金を受け取った。

このような場合の計算結果をまとめたのが次の表である。

(37) 相続財産と擬制されて課税された金額である10,000を若干上回っているのは、所得税法施行令185条3項4号において、計算を簡便にするための切上げを行うことが定められているためである。仮に切上げを行わずに計算したとすれば、年度1ないし年度5の非課税部分はそれぞれ、(2,637.98)、(2,318.99)、(2,000.00)、(1,681.01)、(1,362.03)となり、その合計は(10,000.00)となる。

(38) たとえば、橋本彩は、生命保険年金二重課税事件の最高裁判決について「対価があるという前提にたっているとは考えられないから、支払保険料を控除する必要はないと考えているのであろう」と述べる。橋本彩「みなし相続財産となる年金受給権に基づいて取得した年金に対する所得課税」論叢139頁、142-143頁(2013年)参照。

表 8

年度	設例 8-1			設例 8-2			
	賃料	償却費	所得金額	年金	非課税	支払済 保険料	所得金額
1	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	0.00	(2,000.00)	637.98
2	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	0.00	(2,000.00)	637.98
3	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	0.00	(2,000.00)	637.98
4	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	0.00	(2,000.00)	637.98
5	2,637.98	(2,000.00)	637.98	2,637.98	0.00	(2,000.00)	637.98
6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
総計	13,189.88	(10,000.00)	3,189.88	13,189.88	0.00	(10,000.00)	3,189.88

設例 8-1 の場合の課税結果は、既に述べたように設例 7-1 の場合と同じである。これに対し、設例 8-2 の場合の課税結果については、設例 7-2 の場合との比較において次の 2 点を指摘できる。第 1 は、所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税規定の適用がなくなった結果、年金の全額が（雑所得の）総収入金額に算入されるようになったこと、第 2 は、支払済保険料に相当する部分の必要経費控除が満額で認められるようになったこと、である。また、設例 8-1 の場合とも比較してみると、設例 8-1 と設例 8-2 では（課税対象の）所得金額が一致するようになったことも注目されよう。

設例 8-1 および設例 8-2 における D は、現金 10,000 を支出して乙または年金受給権を取得しているが、これらの将来キャッシュ・フローは同一であるから、類似した課税結果となるのは課税の公平性や中立性の観点からみて望ましいといえることができる。だが、そのような類似した課税結果<sup>(39)</sup>を生じさせているのは、設例 7-2 においては Carry-over basis ルールによって引

(39) 表 8 では設例 8-1 の場合と設例 8-2 の場合で課税結果が全く同一となっているが、これは、年金受給総額について見込みと現実との間に差がなければ必要経費算入の総額は支払済保険料総額と一致するという特徴があり（前掲注(15)参照）、かつ、設例 8-2 の年金には年ごとの違いがないために必要経費に算入される額にも年ごとの差がなくなっていることから、結果的に定額法による償却費の計算と同一となることに由来している。

き継がれた（と考えられる）支払済保険料の必要経費算入なのである<sup>(40)</sup>。このような課税結果の一貫性のなさは一体何に起因するのであろうか。

だが、この疑問に正面から取り組む前に、ベイススに関する処理という観点から Carry-over basis ルールの特徴を整理することにしよう。最初に注目したいのは、設例 7-1 の場合に E が甲の取得価額に 10,000 を付していることの意味である。

E が甲の取得価額に 10,000 を付している直接の根拠は、実際には E でなく D が支払った「購入の代価」である 10,000 が、E が支払ったかのように擬制されるためであるが（所得税法施行令 126 条 2 項<sup>(41)</sup>、この金額は E が D の相続によって取得した乙の経済的価値の金額でもあり、所得税法 9 条 1 項 16 号によって非課税とされた所得の金額でもありと考えられる<sup>(42)</sup>。このような非課税所得の金額の存在を踏まえれば、乙のベイススに配分されたのは、（所得税法 9 条 1 項 16 号の作用により）直ちに E の課税後所得になった乙の経済的価値であると理解する余地があるように思われるかもしれない<sup>(43)</sup>。

(40) 計算結果は示さないが、設例 7-1 および設例 7-2 において、D が（設例 3 の場合と同様に）直接的なコストなしに乙や年金受給権を E に（D の相続を通じて）取得させた場合を想起されたい。このような場合には、所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税によって、同じ経済的地位にあるはずの E について所得税の負担に違いが生じるのである。

(41) この規定が求めているのは、「当該減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたもの」と擬制して所得税法施行令 126 条 1 項および同令 127 条 2 項を適用することであるが、擬制されるのは D の取得の時点から E が所有していたことだけであり、E が「購入した」ことまでは擬制されていないから、適用すべきルールは同令 126 条 1 項 1 号でなく同項 5 号である、という（意地悪な）解釈の余地も文理上はあるように思われるが、差し当たりは、同項 1 号は誰が「購入した」のかを問わない規定であると解釈しておくこととしたい。

(42) 最高裁は、「『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値にはかならずない」と判示している。最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁、1282 頁参照。

(43) 非課税所得に由来する課税後所得がベイススに配分されたと考えられる典型例は、損害保険契約などに基づき「身体の傷害に基因して」保険金などを受け取る場合（所得税法施行令 30 条）であろう。この場合、受け取った現金にその額面額に等しいベイススが配分されていると考えられるが、それと等しい非課税所得が生じているので（所得税法 9 条 1 項 17 号）、それは非課税所得に由来する課税所得が配分されたと考えられるのである。

しかしながら、Dが支払った「購入の代価」が20,000であり、値下がりによってDの相続の時点では乙の経済的価値が10,000になっていた場合の処理を考えると、このような理解が正しくないことは明らかといえる。すなわち、この場合にDが乙の取得価額に付す金額は、乙の相続時点の価額である10,000ではなく、「購入の代価」である20,000であるから、上述の理解によると、ベシスの配分額が乙の取得価額に満たないこととなってしまう。また、反対に、Dが10,000で購入した後、死亡する前に乙が20,000に値上がりした場合にも、(少なくとも乙の取得価額が10,000だと考える限りは)配分しきれない課税後所得の金額が存在することとなってしまうのである。

したがって、乙のベシスに配分されているのは、Dの課税後所得の金額であると考えざるを得ない。相続などで取得した資産に係る「取得に要した金額」などの算定方法を定めた法令(所得税法60条1項など)は、相続人などが実際に取得する前から当該資産を所有していたと擬制するものとなっており、その結果として、相続人などが現実には支出していない金額が「取得に要した金額」などを構成することになるのであるが、ベシスの処理との関係では、被相続人などの課税後所得の金額が、あたかも相続人などが稼得したかのように取り扱われるのだということとなろう。さらに、配分しきれない課税後所得の金額を生じさせないという観点からは、所得税法9条1項16号によって非課税となった所得の金額は(非課税の金額が相続財産またはみなし相続財産の取得時点の価額だと考える以上は)含まれないと考えられよう。

ところが、以上のようにベシスの処理を理解してしまうと、設例7-2の場合の処理の説明に窮すると思われる向きもあるかもしれない。いうまでもなく、問題となるのは、Eが受給した年金について、Dが一時払い保険料として支払った10,000を超過して課税所得の金額としなくてよいとされていることである。

約10,000の非課税は、生命保険年金二重課税事件において最高裁が「これらの年金の各支給額のうち〔将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額〕に相当する部分は、相続

税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項〔16号〕により所得税の課税対象とならない」と判示したこと<sup>(44)</sup>を受けて、翌年度の税制改正で認められるようになったものであり<sup>(45)</sup>、日本の相続税の課税価額となった金額を参照して非課税部分を計算するものとされているから、これが Carry-over basis ルールに基づくものでないことは明らかであろう。他方で、支払済保険料の一部の必要経費算入は、EでなくDが支出した現金の額に基づいて認められているものであるから、設例7-1の場合との比較からしても、Carry-over basis ルールが適用された結果とみるに相応しい<sup>(46)</sup>。だが、先ほどのベイススの処理に関する理解によれば、年金受給

(44) 最判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁，1283頁。

(45) 所得税法施行令185条（平成22年政令第214号による改正後）参照。また、齋地義孝『『保険年金』に係る最高裁判決を受けた対応』財務省『平成23年度 税制改正の解説』（2011年）161頁，172頁も参照。

(46) 2011年度改正前では、相続などで取得した年金受給権に基づく年金に係る雑所得の金額の計算でも、（保険料を自ら負担した場合と特に区別されていなかったため）支払済保険料の必要経費算入が認められていたが、このような取扱いについては、所得税法60条1項のような所得税法上の明文の規定なしに Carry-over basis ルールの存在を肯定することは出来ないのではないかと異論も予想される。たとえば、安井栄二は「年金受給者は年金受給権を原始取得するのであって、被相続人から相続により取得するわけではない。…そのため、現行法上、年金受給権の取得価額ともいべき保険料を年金受給者が引き継ぐということはできないのである」と述べる。安井栄二「年金保険契約に基づく特約年金に対する所得課税」大阪経済論集61巻6号235頁，250頁（2011年）。しかし、所得税法60条1項の対象範囲は、居住者の有する（事業所得の基因とならない）山林と譲渡所得の基因となる資産に限定されているにもかかわらず、所得税法施行令103条2項では相続・遺贈によって取得した棚卸資産についても Carry-over basis ルールを適用することが明確に定められている。また、本文で取り上げている所得税法施行令126条2項も、被相続人などの下では棚卸資産であったが、相続人などは減価償却資産として保有する場合にも等しく適用がある内容となっている。以上を踏まえれば、Carry-over basis ルールは、日本の所得税に係る所得計算の（隠れた）原則の1つであり、そのため、所得税法上の明文規定なしに、政令などによって設けることができると考えるべきであろう。なお、逆ハーフタックスプラン事件において最高裁は、生命保険契約等に基づく一時金に対する（一時所得）課税に関して「一時所得に係る支出が所得税法34条2項にいう『その収入を得るために支出した金額』に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したといえる場合でなければならない」と判示したが（最判平成24年1月13日民集66巻1号1頁，7頁）、この判示が年金に対する（雑所得）課税に及ぶとしても、所得税法60条1項などで被相続人などが支出した「購入の代価」が相続人の取得費などとみなされることを踏まえれば、「自ら負担して支出したといえる場合」に該当するというべきであろう。

権のベシスには（一時払保険料の金額に配分されていた）Dの課税後所得の金額の10,000が配分されているはずであるが、現実の年金総額と見込みの総額が一致しているにもかかわらず、合計で2,000の必要経費算入しか認められていないことが問題となる。

しかし、相続などで年金受給権を取得した場合でも支払済保険料の必要経費算入を認める所得税法施行令185条1項8号の規定ぶりからすると、設例7-2のEの年金受給権のベシスそれ自体には10,000の（Dの）課税後所得の金額が配分されていると考えるべきであろう。すなわち、受け取った年金の金額のうち、支払済保険料に対応する部分を特定するための割合自体は、所得税法施行令183条1項2号と同様に計算するべきものとされており、その上で、その割合を乗ずべき金額が受け取った年金の全額でなく、そのうちの（雑所得の）総収入金額に算入される部分に限定されているのである。また、所得課税には一般に「非課税所得に係る費用は控除されてはならない」という原則が存在するのであるから<sup>(47)</sup>、所得税法185条1項8号は、年金受給権のベシスの金額が10,000であることを前提として、各年の支払済保険料という費用項目の金額を一旦、2,000と計算した上で、総収入金額に算入されない年金に対応する部分の必要経費算入を否認していると解釈すべきと考えられるのである。

以上を踏まえ、Carry-over basis ルールに関するベシスの処理を冒頭の続きとして整理すれば次のようになる。

4. Carry-over basis ルールの対象となる資産のベシスには、旧所有者の課税後所得の金額が、当該旧所有者の下での当該資産のベシスの金額を限度として配分される。

(47) 岡村・前掲注(17)77頁。なお、岡村はその根拠として費用収益対応の原則を指摘している。岡村忠生「タックス・シェルターの構造と規制」論叢136巻4・5・6号269頁、304頁（1995年）参照。

もっとも、設例7-1や設例7-2の課税結果を過不足なく説明するには、所得税法9条1項16号の非課税所得とベイススとの関係を確定させる必要があるが、これについては節を改めて所得概念との関係から論じることとしたい。

### Ⅲ-2. Carry-over basis ルールと無償移転、そして所得概念

前節では、設例7-1や設例7-2のようなCarry-over basis ルールの適用がある場合のベイススの処理として、旧所有者の課税後所得の金額が当該所有者の下での移転資産のベイススの金額を限度として配分される、という理解を提示した。しかし、このような理解に対しては、所得税法の条文構造の観点および所得概念の観点から、次のような疑問や異論が提起されることが予想される。

- 課税後所得の金額が過不足なく所有する資産のベイススに配分されるという理解からすると、所得税法9条1項16号で非課税となった金額が配分されないというの一貫性を欠くのではないか？
- 他者の課税後所得の金額が自己の資産のベイススに配分されるというのは、個人所得概念と相容れないのではないか？

これらのうち、特に後者は、本稿の冒頭で指摘した、キャピタル・ゲインの個人間移転に対する疑問・異論に通ずる、所得課税の根幹に関わる難問であるが、結論としては、いずれについても指摘は当たらない、と考えられる。以下では、最初に所得税法9条1項16号の観点からの、次に、所得概念の観点からの疑問・異論に答えていくこととしたい。

前者の検討にあたっては、指摘が正しいと仮定した場合の課税結果との比較からスタートするのが自然であろう。そこで、設例7-1を次のように改めることとしたい。

設例 9 :

設例 7-1 において、Dは10,000の事業利益を稼得し、その全額を乙の購入費用に充てていた。また、所得税法施行令126条2項の末尾の「金額とする」は、「金額と所得税法9条1項16号で非課税となった金額との合計額とする」と改められていたとする。

設例 9 の場合、Eが乙の取得価額に付与する金額は、10,000ではなく20,000となるから、所得税法9条1項16号に基づいて生じた10,000の課税後所得の金額も乙のベースに追加的に配分できることとなる。この場合の課税結果を、D・Eを一緒にして整理したのが次の表である。

表 9

年度	事業利益	賃料	償却費	所得金額	税額	ベース (乙)
0	10,000.00	0.00	0.00	10,000.00	2,000.00	0.00
1	0.00	2,637.98	(4,000.00)	(1,362.02)	(272.40)	20,000.00
2	0.00	2,637.98	(4,000.00)	(1,362.02)	(272.40)	16,000.00
3	0.00	2,637.98	(4,000.00)	(1,362.02)	(272.40)	12,000.00
4	0.00	2,637.98	(4,000.00)	(1,362.02)	(272.40)	8,000.00
5	0.00	2,637.98	(4,000.00)	(1,362.02)	(272.40)	4,000.00
6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
総計	10,000.00	13,189.88	(20,000.00)	3,189.88	637.98	

表 9 の 5 列目の所得金額および 6 列目の税額の総計の列だけみると、設例 7-1 の場合と変わりがないようにみえるかもしれないが、表 9 では (D に関する) 年度 0 の数値が含まれていることに注意してほしい。設例 9-1 の D は課税前所得 10,000 から乙の「購入の代価」を賄っており、2,000 の所得税額を別途負担する必要があったのであるが、それと (名目額では) 同じ金額を E が年度 1 から年度 5 にかけて取り返してしまうのである<sup>(48)</sup>。

(48) 日本の所得税ではいわゆる完全還付は認められていないが、Eには賃料以外にも給与所得の金額などがあり、損益通算によってその分にかかる税額を減らすことが出来たものと想定している。

このような課税結果は多くの人にとって到底受け入れられないものであろうが、設例9の課税結果は設例7-2の課税結果を（ある意味では）ベイススの理論により忠実となるように改めたに過ぎない。すなわち、所得税法9条1項16号による年金の部分的非課税は合計すると約10,000という金額になるのであるが、この金額はD死亡時点での年金受給権の価額と同一であるといつてよい。したがって、もし設例7-2の事象が、所得税法9条1項16号の非課税の金額が広く一般にベイススを構成する（設例9のような）世界の事象であったとすると、年金の部分的非課税もベイススに基礎づけられた処理であると理解されることになるだろうし、また、年金の部分的な非課税はベイススの処理であるとするれば、償却費の控除とは実質的に同じと理解されることになるだろうから、その結果として、所得税法施行令185条1項8号の括弧書が削除され、年度1から年度5にかけて支払済保険料の全額が必要経費に算入されるようになると予想される。したがって、所得税法9条1項16号の適用があることを前提に、その具体的な計算ルールを定めた現在の所得税法施行令185条は、所得税法9条1項16号の非課税の金額が一般にベイススを構成する世界の発想を不完全な形で取り入れていると理解するべきであるように思われるのである。

以上を踏まえると、所得税法9条1項16号の非課税に基づく課税後所得の金額はベイススに配分されないと考えるべきであろうが、そのような区別を設けるべき根拠が何であるのが直ちに問題となる。しかし、先ほど取り上げた所得概念の関連からの疑問・異論への回答も踏まえれば、その根拠は、相続・遺贈、贈与などの無償移転によって取得した経済的利益（以下では“相続等利益”と表記）は、本来的には、個人所得に含まれないものであるから、ということになるだろう。

もちろん、相続をはじめとする無償移転の前後で比較するとき、相続人の経済的地位が相続財産の価額だけ改善（または悪化）することは確かである。また、 $P = C + \Delta A$  の恒等式による個人所得の概念を提唱した Henry C. Simons は、そのような相続人などの経済的地位の変化を  $\Delta A$ （純資産増加）の金額

として把握すべきと明言している<sup>(49)</sup>、日本の(租)税法研究者の大多数もほとんど同様の見解を示してきた<sup>(50)</sup>。最高裁は、生命保険年金二重課税事件において、所得税法9条1項16号について「相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産…財産の取得によりその者に帰属する所得」を非課税にする規定であると判示したのであるが<sup>(51)</sup>、その背景として、このような学説の状況があるのは間違いないことのように思われる。

しかしながら、日本の所得税や相続税・贈与税が、相続等利益も個人所得を構成するという発想に基づいて構成されていると理解すること——そして、そのような理解を前提として、相続等利益に対しては、所得税ではなく、(特別な所得税である)相続税・贈与税が課されるような租税体系となっていると認識すること<sup>(52)</sup>——は、日本の相続税には遺産税としての性格も強く認められること<sup>(53)</sup>も踏まえれば、絶対的なものとはいえない、制限的所得

(49) Simons, *supra* note 19, at 129-130.

(50) 金子・前掲注(3)288頁(「所得税法9条1項16号は、相続・遺贈または贈与により取得した財産…には相続税との二重課税を排除するために、所得税を課さない旨を定めている」と指摘)、岡村ほか・前掲注(4)155頁(「相続や贈与も一時所得と考えられる」と指摘)、谷口・前掲注(2)90頁(「相続・贈与によって取得した財産も、所得と捉えることもできる」と指摘)、中里実ほか『租税法概説』(有斐閣、2011年)83-84頁(包括的所得概念を「…受贈益等の一時的・偶発的・恩恵の利得も含め課税対象は包括的に定義されるべきであるという」考え方と指摘)など参照。もっとも、金子は、所得概念に関する日本の先駆的研究に際しては「〔所得税〕法は、相続・遺贈・個人間の贈与による恩恵の利得を、概念上所得には含まれないと考えたためかどうかは明らかではないが、所得税の対象からは除外し、相続税・贈与税の対象としている」とも述べていた。金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』(有斐閣、1995年)1頁、49頁(初出1975年)参照。

(51) 最判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁、1282頁参照。

(52) たとえば、税制調査会「わが国税制の現状と課題——21世紀に向けた国民の参加と選択——」291頁(2001年)(「遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、『所得は消費と純資産の増加の合計である』という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があり得ます」と指摘)参照。また、金子・前掲注(5)57頁注179(「相続等による経済価値の取得に対して課税することになっている場合には、相続税・贈与税は、財産税ではなく、取得税(担税力の増加を基準としている点で所得税の補完税)の一種として理解する」可能性を提示)も参照。

(53) 1958年度の税制改正以来、日本の相続税では法定相続分課税方式が採用されているから、累進税率の適用如何は相続時点で(客観的には)確定してしまい、その後の遺産分割で1人の相続人に遺産を集中させても確定済の相続税額の負担割合が増えるに過ぎないのである。相続税法16条参照。

概念（源泉所得説）から包括的所得概念への切替期に所得税法9条1項16号が立法されたという沿革<sup>(54)</sup>も踏まえれば、相続等利益は個人所得に含まれないが、（誤解が生じないようにするために）確認的に非課税所得に掲げたと理解すること<sup>(55)</sup>にも十分な理があるといえる。また、日本の相続税が遺産取得税方式ベースに移行する直接のきっかけとなったシャープ使節団の「日本税制報告書」（いわゆる「シャープ勧告」）の内容を提供したといわれる William Vickrey が<sup>(56)</sup>（Simons の見解を意識しつつ）個人所得の内容に相続等利益を含めない立場を明示的にとっていたことも<sup>(56)</sup>、確認規定に過ぎないという理解にとっては有利な要素といえるであろう<sup>(57)</sup>。

以上は形式論に過ぎないが、実質論としても、相続等利益は個人所得に含まれないと考えることのメリットはデメリットを上回るように思われる。その一例として、ここでは、 $P = C + \Delta A$  の恒等式の下で相続等利益を個人所得に含まれるとしつつ、日本の所得税や連邦所得税において被相続人などに相続等利益の金額の控除を認めないという取扱いを正当化することはかなりの難題であって、Simons 本人ですらもその正当化に十分に成功しているとはいえないことを指摘しておきたい。

すなわち、 $P = C + \Delta A$  の恒等式は、（効用概念に依拠することなく）ある個人が支配している、あるいは、支配した後に消尽した（希少な）資源の量として個人所得を把握しようという試みであり<sup>(58)</sup>、そのような前提があるために、Simons は、右辺の消費（ $C$ ）を「経済財（economic goods）の消尽を伴う形で行使された権利の価額」と定義した<sup>(59)</sup>。また、相続等利益を相続人

54) 所得税法（昭和22年法律第142号による改正後）6条5号。

55) たとえば、淵圭吾「相続税と所得税——所得税法9条1項16号の意義をめぐって」ジュリ1410号12頁、14頁（2010年）参照。

56) William Vickrey, AGENDA FOR PROGRESSIVE TAXATION, at 198-202 (1947).

57) 淵・前掲注55)15-17頁も参照。

58) Simons, *supra* note 19, at 49. その優れた解説として、藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析(2)——政策税制の租税法学的考察——」國家學會雑誌118巻1・2号1頁、28-29頁（2005年）参照。

59) Simons, *supra* note 19, at 49-50.

などの個人所得に含めつつ、被相続人などにその控除を認めないということは、相続人などの側だけでなく、被相続人などの側でも相続等利益が  $P = C + \Delta A$  に含まれる（含まれたままである）ことを意味するが、相続などの無償移転は社会に存する財・サービスを増加も減少もさせないはずであり、かつ、財・サービスは被相続人などから相続人などに移動しているから、相続人などの側で純資産増加 ( $\Delta A$ ) が相続等利益の分だけ増加し、それに対応して被相続人などの側で純資産増加 ( $\Delta A$ ) が相続等利益の分だけ減少していることは間違いないといえる。そうすると、相続などの前後で被相続人の個人所得 ( $P$ ) が変化しないとすれば、純資産増加 ( $\Delta A$ ) の減少は消費 ( $C$ ) への振替えに過ぎないといえなければならないが、財・サービスは消尽されておらず、所有権などによる支配が相続人などに移転したに過ぎない。したがって、常識的な発想をしている限りでは、相続等利益を相続人などの個人所得に含めた上で、被相続人にその金額の控除を認めるか<sup>(60)</sup>、相続等利益を相続人などの個人所得に含めず、被相続人にその金額の控除も認めないか、のいずれかしか選択できないはずなのである。

実際、Simons は「贈与は贈与者にとって消費であるから控除を認めるべきでない」と主張したが、その根拠としては「贈与は…収入を獲得するための費用ではないし、キャピタル・ロスでもない」ということを指摘するにとどまる。この根拠の脆弱さは、純資産増加 ( $\Delta A$ ) の減少を生じさせる項目が費

(60) たとえば、中里実「ある納税者から家族の他のメンバーへの贈与…等が行われた場合、包括的所得概念の理論によれば、贈与をなした納税者の所得は当該贈与分だけ減少し、他方、贈与を受けた家族メンバーの所得は、その分だけ増加する」と述べ、その理由として、「贈与が、それをなした者にとって単なる純資産増加であることの反映である〔こと〕」を挙げる。中里実「家庭と租税制度」ジュリ1059号31頁、33頁、36頁（1995年）を参照。これに対し、William D. Andrews は「贈与者でなく受贈者に対して所得税を賦課するのが理想ではあるのだろう。しかし、通常の個人間贈与を贈与者・受贈者の両方の所得計算から外してしまう方が利害関係者の全員にとってずっと簡素であるし、贈与者の限界税率を適用することが受贈者の消費と純資産増加について適切であるとすれば、何の問題もない結果である」と述べている。See William D. Andrews, Personal Deductions in an Ideal Income Tax, 86 Harv. L. Rev. 309, 348 (1972).

用とキャピタル・ロスだけとは断じ難いことから、明らかであろう<sup>(61)</sup>。

もっとも、相続などの無償移転に関する Simons の主張の正当化の途が皆無であるとは断じ難い<sup>(62)</sup>、相続などの無償移転を多少の無理はしても消費 (C) と理解すること<sup>(63)</sup>にメリットが皆無ということもない。たとえば、Simons は、あるべき譲渡利益への課税について、受贈者などが贈与などで所得を得たものと取り扱われることを前提に、「すべての贈与、相続・遺贈による譲渡は、贈与者または死亡した所有者の遺産財団が公正市場価値をもって〔譲渡利益を〕実現させたものと取り扱うべきである」と主張しているが<sup>(64)</sup>、贈与などが消費であるといえることは、その時の価額による収入金額の存在を肯定しやすくなる点<sup>(65)</sup>において、この提案の実現に有利に働くことは予想

(61) たとえば、Andrews は「贈与者に控除を認めずに贈与を〔受贈者の〕所得に含めるといふ Simons の提案は彼の改革案の最も弱い部分だと常々感じてきた」とまで述べている。See Andrews, *supra* note 60 at 351-352 n.73.

(62) 本稿筆者は過去の公表論文において、Simons は彼が擁護する自由主義的政治社会秩序と整合的で、その実現に資する個人所得税を構想するという目的をもって「どのように経済財を〔ある個人が〕享受したか、という出口ではなく、各個人が経済財への支配をどれだけ得たのか、という入口に着目〔して〕」個人所得の概念を提唱したと理解しつつ、贈与に関する記述については、「入口だけでなく出口にも言及して贈与の取扱いを論じて〔しまつて〕おり、その結果、主張の説得力が減じられている点は否めない」と論じた。小塚真啓「家族の所得と租税」金子宏（監修）『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』（日本評論社、2017年）37頁、60頁。また、藤谷武史も「Simons は贈与を消費の一形態であると言ってしまうが、贈与自体は実物財の消尽を伴わないので『消費』ではありえない…。一方で、贈与は経済財に対する支配権…の行使であることは間違いない。すなわち、『当該期間内に取得された経済財に対する支配権』は贈与によって聊かも減少することがない。結局、本節の理解するところによれば、Simons の包括的所得概念において、贈与を最終的な消費に基礎付ける必要はなかったはずである」と論じている。藤谷・前掲注6057頁。

(63) たとえば、ある個人が現に有する、といった限定を消費 (C) の定義にある「経済財」の内容に読み込み、所有する財産を自発的に手放す点において「破壊」の性格を見いだすという方法があり得ようか。

(64) Simons, *supra* note 19, at 167. なお、その後の受贈者などの取扱いとしては、「贈与、相続・遺贈によって取得した財産を売却したことによる譲渡利益または譲渡損失は、贈与等の時点の公正市場価値を基準にして計測されるべきである」と述べている。

(65) Simons が主張したように、贈与などが消費であるということができれば、贈与などの時点において、どれだけ金額の消費であったのかが、その時点における対象資産の価額に基づいて決定され、その上で、その資産に係るキャピタル・ゲインが（もし存在するのだとすれば）常に、その贈与などを機会に課税所得に含まれることになるはずだからである。すなわち、対象資産のその時点での価額と同額の消費の経済的利益が、

される。シャープ勧告の内容にも連なる、このような Simons の無償移転時の譲渡利益課税の提案は、キャピタル・ゲインや課税後所得などの個人間移転をなくすことになるもののように思われるが、そのような所得課税のあり方が個人の所得に対する課税としてごく自然なものであることは確かに否定しがたい。また、Carry-over basis ルールが引き起こすキャピタル・ゲインの個人間移転が深刻な問題に至る危険性についても、個人間の限界税率が大きく相違する可能性があることも踏まえると、十分な注意が払われるべきであろう。

しかし、日本の所得税において、所得税法59条1項とその対となる所得税法60条2項が現に保持されていることから明らかなように、(今現在の日本の所得税や連邦所得税のような) Carry-over basis ルールを認める所得課税の世界においても、たとえば、弊害の危険性が特に高いと判断された場合に限って、相続人などの下で譲渡利益課税などを強制するルールを設ける余地は排除されていない。そもそも、Carry-over basis ルールは、所得税法59条1項などにより、その時点の資産の価額の収入があったと擬制され、その結果として、ベイスの金額がその価額にステップアップした後でも、所得税法60条2項の下で現に行われているように、そのステップアップした値でベイスを引き継がせるという形で、擬制がなかった場合と同様に、その処理を行うことができるものである。また、個人所得の概念からの制約として、キャピタル・ゲインの個人間移転を一切認めないという建付けにしてしまうことについては、所得税制の柔軟性が失われるなどのデメリットも想定されるし、さらにいえば、およそ所得概念とは客観的な無色透明なものではあり得ず、何らかの政策目的を措定した上で、その政策目的の達成に近づくような内容とするべく、目的論的に構成されなければならないものであると考えられる<sup>(66)</sup>。

その資産の譲渡に係る収入金額として把握され、キャピタル・ゲインが実現することになると考えられるのである。

(66) Simons の所得概念の政策目的の内容などの詳細については、藤谷・前掲注(60)36-45頁参照。また、所得概念の目的論的性格については、小塚・前掲注(62)58-62頁も参照。

したがって、我々は、ある個人に生じたキャピタル・ゲインが別の個人に移転することもあり得ると理解を受け入れるか否か、また、仮に受け入れるとした場合には、どの程度、どのような場合に許容するのか、などの問いについて、所得税制を通じて達成しようとする目的が何かを明確に意識した上で、その目的に整合するか否かという基準から議論し、決定するべきであるように思われるのである。

#### IV. まとめと展望

本稿は、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税において、収入金額の全額が常に課税の対象となることを防止する目的で認められる、費用控除や非課税などの処理を統一的に把握するための道具として“ベシス”の概念を提唱し、その内容を解明する過程において、生命保険年金二重課税事件最高裁判決や同判決を受けて設けられた所得税法施行令185条の問題点を指摘すると共に、Carry-over basis ルールの正統性や正当性を示すべく奮闘してきた。ベシスの処理のためのルールは、この章の末尾に再掲しているが、直観的にわかりやすく、また、全く異質にみえる法令上の種々の取扱いを一つの物差しで比較することなどを可能にする点でも、分析道具として有益であるように思われる。本稿では、貸主と借主、法人と株主、パートナーシップとパートナーといった、2以上の当事者が登場する状況についてほとんど検討できなかったが、近い将来に稿を改めて論じることとしたい。さらに、生命保険年金二重課税事件最高裁判決などの問題点についても、連邦所得税における相続・遺贈による Stepped-up basis ルール (I.R.C. § 1014) およびその周辺のルールとの比較検討も行いつつ、そこで得られた知見を踏まえつつ、さらに掘り下げた形で検討を行っていくこととしたい。

1. ベシスは、収入金額ベースのキャピタル・ゲイン課税の下で、資産から生じる収入金額の全部または一部を非課税とする措置を基礎づ

- け、その範囲を画する数値である。
2. ベイシスは資産ごとに観念される数値であるが、その元となるのは資産の所有者が過去または将来において有する課税後所得の金額の合計額である。
  3. 資産の購入や交換などの資産の有償取得では、手放した資産のベイシスに配分されていた課税後所得の金額が、(キャピタル・ゲインに対する課税があったことで)新たに増えた課税後所得の金額と共に、新しく手にした資産のベイシスに再配分される。
  4. Carry-over basis ルールの対象となる資産のベイシスには、旧所有者の課税後所得の金額が、当該旧所有者の下での当該資産のベイシスの金額を限度として配分される。